

地域行政の推進に関する条例の検討状況について

1. 主旨

地域行政の推進に関する条例の検討状況について報告する。

2. 条例における主な検討・見直し内容

(仮称) 世田谷区地域行政推進条例(素案(案)) (別紙1)

(1) 条例名

地域社会の変化や地域コミュニティの多様化に対応すべく、地域行政制度を充実強化することで地域行政を更に推進する条例とすることから、「充実に関する条例」を改め「推進条例」とする。

(2) 「区の責務」と「区民の努力」(第3条)

区の責務を、行政サービスの執行体制等の整備及び区民参加の拡充を重視する観点から整理し、区民の努力の規定は削除する。

(3) 「基本方針」(第4条)「総合支所の機能の充実」(第11条)

「基本方針」に、区民意見を区政に反映するしくみを強化する趣旨の項目を追加する。

また、総合支所の機能の充実において、「地区からの課題や提案を受け止め、解決に結びつける機能」を追加する。

(4) 「地域特性に即した計画の策定等」(第16条)

本庁は、区政運営に係る計画策定や施策の立案時に、地域行政制度の意義及び目的を踏まえ、地域特性に即した計画又は施策となるよう、必要な措置を講じる旨を追記する。

3. 今後さらに検討が必要な事項

- ・審議会のあり方や地域包括ケアの地区展開について
- ・わかりやすい表現の検討

4. 今後のスケジュール(予定)

令和3年	12月	地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(検討状況報告)
	12月19日	区民参加によるワークショップ開催
令和4年	2月	地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会(推進条例素案、推進計画素案)
		パブリックコメント、区民意見交換会等
	9月	第3回区議会定例会(推進条例案提案、推進計画提示)
	10月	推進条例施行、推進計画スタート

(仮称) 世田谷区地域行政推進条例 (素案 (案))

世田谷区では、昭和53年の基本構想を起点とし、“打てば響くまちづくり”を目指して、区の制度・組織の変革について検討を開始した。

約13年間にわたる検討と準備期間を経て、平成3年に、都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施するしくみとして、地域行政制度を導入し、地域に総合支所を、地区に出張所を設置し、本庁との3層制のもとに区政運営を開始した。

区は、保健福祉や街づくりに関する事業の地域展開を行うとともに、身近なまちづくり活動や地区防災力の向上、車座集会等での区民との対話などに取り組み、地域の実情に応じた行政サービスの提供と区民主体のまちづくり活動の支援を進めてきた。また、地域包括ケアの地区展開の全地区実施により、身近な地区における相談支援体制を整備し、支え合う地域社会づくりに向けた取組みを進めている。

しかし、高齢化の進展や単身世帯の増加など世帯構成の変化、気候変動による災害の多発化などに伴い地域での支え合いの重要性が高まる一方で、働き方の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル技術の急速な発展など、地域社会においては、多様な価値観による人と人との関わり方も変化している。

地域コミュニティの価値があらためて見直される中で、防災や防犯、介護、子育てなど多岐にわたる地域課題を解決するためには、地域コミュニティの多様な主体とともに、参加と協働を土台とした共創による地域づくりを進めなければならない。

このような状況を踏まえ、区政運営の基盤とする地域行政制度の充実強化を図るために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区政運営の基盤とする地域行政制度の充実強化について必要な事項を定めることで、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区におけるまちづくりを強化し、もって、住民自治の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 区民等 区民及び区内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 多様な主体 町会・自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）、商店街、学校、特定非営利活動法人、事業者その他の地域社会でまちづくりに取り組む団体をいう。
- (4) まちづくり 社会的課題の解決を図り、より暮らしやすいまちをつくるための取組みをいう。
- (5) まちづくりセンター 世田谷出張所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第2号）第1条のまちづくりセンターをいう。
- (6) 地区 世田谷出張所設置条例別表第2に規定するまちづくりセンターの所管区域をいう。
- (7) 総合支所 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例（平成2年11月世田谷区条例第46号）第1条の支所をいう。
- (8) 本庁 区の執行機関のうち、まちづくりセンター及び総合支所を除くものをいう。

（区の責務）

第3条 区は、地域行政制度の意義や目的を踏まえ、全ての区民が必要とする行政サービスを利用し、又は、受けることができる環境、執行体制等の整備に努めなければならない。

2 区民等及び多様な主体が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、区は、必要な支援の拡充に努めなければならない。

3 区民が区政に関する意見を述べ、区政へ参加が図られるよう、区は、環境の整備に努めなければならない。

第2章 地域行政制度の充実強化

第1節 基本方針

（基本方針）

第4条 地域行政制度の充実強化は、区民に最も身近な行政機関であるまちづくりセンターの機能を充実し、及び強化することを主眼として進められなければならない。

2 地域行政制度の充実強化に当たっては、区民の身近にある行政拠点である総合支所の行政サービスを総合的に提供する機能及びまちづくりセンターの支援を強化することを重視して進められなければならない。

3 地域行政制度の充実強化に当たっては、まちづくりセンター及び総合支所が集約した区民意見を区政運営に反映する仕組みの強化が進められなければならない。

4 地域行政制度の充実強化に当たっては、行政のデジタル化が推進され、区民の利便性の向上及び区民参加の増進が図られなければならない。

第2節 まちづくりセンターの機能の充実強化

(まちづくりセンターの機能の充実)

第5条 まちづくりセンターの機能の充実強化は、次に掲げる事項を重点とする。

- (1) 地区におけるまちづくりに係る支援及び総合調整機能
- (2) 地区における行政サービスの提供機能
- (3) 地区における広報広聴機能
- (4) 地域包括ケアの地区展開に係る機能

(まちづくりに係る支援及び総合調整機能の充実)

第6条 まちづくりセンターは、区民等及び多様な主体に対する人材の育成、活動の場の確保、情報の発信等に関する一層の支援に努めるものとする。

2 まちづくりセンターは、区民等及び多様な主体との協働を一層進めるため、区民等及び多様な主体を相互につなぎ、地区の状況や課題を区民等及び多様な主体と共有し、解決に結びつけるまちづくりの支援・交流の機会づくりを進めるものとする。

(行政サービスの提供機能の充実)

第7条 まちづくりセンターは、区民の様々な困りごとについての相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係所管への引継その他の必要な支援を行うものとする。

2 まちづくりセンターは、情報通信技術を活用し、その提供する窓口サービスの利便性の向上を図るものとする。

(広報広聴機能の充実)

第8条 まちづくりセンターは、情報通信技術等の多様な手段を用いて、区民等及び多様な主体に地区の情報を発信し、並びに区民等及び多様な主体との情報の共有に努めるものとする。

2 まちづくりセンターは、区民等及び多様な主体との対話を図り、地区における多

様な意見を把握し、まちづくりの促進に努めるものとする。

(地域包括ケアの地区展開の充実)

第9条 まちづくりセンターは、地域包括ケアの地区展開による福祉の相談窓口、地区の社会資源（まちづくりに必要な人材、場所、情報、資金、技術等をいう。）の開発並びに協働を充実し、強化を図るものとする。

(まちづくりセンターの体制強化)

第10条 区長は、前4条に規定するまちづくりセンターの機能の充実強化のために、人員の配置、応援体制の整備、専門的な知見を有する者の派遣その他のまちづくりセンターの体制を強化する措置を講じなければならない。

第3節 総合支所の機能の充実強化

(総合支所の機能の充実)

第11条 総合支所の機能の充実強化は、次に掲げる事項を重点とする。

(1) 区民の身近において総合的に提供する行政サービスに係る専門性

(2) まちづくりセンターを支援する機能

(3) 所管区域内の区民等及び多様な主体を相互につなぐ支援並びに区民参加の機会づくりの機能

(4) 地区からの課題や提案を受け止め、解決に結びつける機能

(行政サービスの専門性の充実)

第12条 総合支所は、地域特性を踏まえ、行政サービスを区民に総合的に提供する拠点として、その専門性の強化を図るものとする。

2 総合支所は、情報通信技術を活用し、総合的に提供する行政サービス等の利便性の向上を図るものとする。

(まちづくりセンター支援の充実)

第13条 総合支所長は、地区におけるまちづくり支援を充実強化するため、当該総合支所に属する職員とまちづくりセンター職員との連絡、相談等を行う体制を整備しなければならない。

(相互連携の形成支援機能等の充実)

第14条 総合支所は、地域の区民等及び多様な主体の相互連携を促進するため、広域的な活動及び人材に関する情報並びに所管する業務の専門性を活かした支援に努めるものとする。

(地区課題解決に向けた措置)

第15条 総合支所は、多様な区民参加の機会を設け、区民の意見と課題を把握し、その解決に取り組むとともに、課題解決に向けた本庁との協議その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4節 その他の措置

(地域特性に即した計画の策定等)

第16条 本庁は、区政運営に係る計画を策定し、又は施策を立案しようとするときは、地域行政制度の意義及び目的を踏まえ、地域特性に即した計画又は施策となるよう、必要な措置を講じるものとする。

(職員の育成)

第17条 区長は、地域行政制度の充実強化に必要な職員の育成に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定する職員を育成するため、研修の実施、民間事業者との人事交流その他の必要な措置を講じなければならない。

(情報システム等の環境の整備)

第18条 区長は、地域行政制度の充実強化に必要な情報システム及び情報通信ネットワークを整備しなければならない。

第3章 地域行政推進計画

(地域行政推進計画)

第19条 区長は、地域行政の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「地域行政推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 区長は、地域行政推進計画の策定に当たっては、世田谷区地域行政審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、地域行政推進計画に基づく地域行政の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、毎年、公表しなければならない。

第4章 世田谷区地域行政審議会

(地域行政審議会)

第20条 地域行政を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区地域行政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
 - (1) 地域行政推進計画に関すること。
 - (2) 地域行政の推進に係る施策の進捗及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、区民、多様な主体の構成員及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこととする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、審議会に、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。